



スモールステップ

四万十町学校事務部会だより 第42号 H23. 9. 20



9月も半ばを過ぎましたが、まだまだ残暑が厳しい毎日です。「早ね 早おき 朝ごはん」は何も子どもたちだけに言えることではありません。私たち大人も、規則正しい生活リズムで心身とも健康に過ごしましょう。



学校予算について

2学期は学校行事が盛りだくさんです。それに伴って、学校予算で購入する物品等も増えてきます。また、次年度の学校予算配分に向けて準備が始まるのも2学期です。そこで、今回のスモールステップでは、学校予算についてご紹介したいと思います。

学校管理費と教育振興費

学校の予算は、「学校管理費」と「教育振興費」の大きな2つの費目に分けられます。「学校管理費」は、「賃金」「旅費」「需用費」「役務費」「使用料及び賃借料」「原材料費」「負担金補助及び交付金」等、施設設備や衛生管理、通信費、リース料など学校の維持管理に関わる予算で、「教育振興費」は、「需用費」「備品購入費」等、教授用・行事用・印刷用消耗品、教材備品や学校図書費など日常の教育活動を支える予算です。公金の立替払いは認められていませんので、物品等購入の際は、必ず請求書が必要です。

学校予算の流れ

学校予算は年度当初に配分されますが、実は前年度の秋から準備がスタートしています。毎年、12月上旬には、学校から教育委員会へ次年度の「予算要求書」を提出しなければなりません。そのため、各校では10月下旬～11月下旬頃にかけて、予算を要望するための準備を行います。

新学習指導要領に沿った教材整備を始めとする、校内に必要な物品等の取りまとめを行い、安全点検や備品点検で気が付いた、学校予算で対応できない施設修繕や一般備品については、現状がわかる写真を撮ったり、業者等の見積書を取ります。これに基づいて、各校は予算要求書を作成し、教育委員会へ提出します。教育委員会は町内全校の取りまとめを行い、児童数・生徒数などの学校規模も考慮して配分額を決め、町議会で決定後、学校へ予算がおりてくる仕組みになっています。

補正予算（組み替え）について

各校では、予算配分や執行計画に基づいて、予算の執行を行っています。しかしながら、計画的に執行していても、年度途中で予算が足らなくなることがあります。

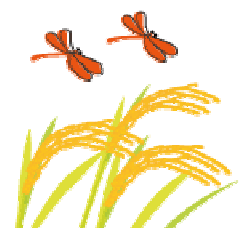
「このままでは、灯油代がなくなるかも!？」

「冷蔵庫が壊れて、廃棄するためにリサイクル料が必要になった!!」

「コピーのパフォーマンス料が予想外に多くて、年度末までもたない・・・」

など、予算の費目に不足が見込まれる場合には、年4回（6・9・12・3月）、予算の組み替えを要求し、配分の調整を行うことが可能です。

ただし、学校図書費は、他の費目に組み替えすることはできません。



四万十町学校事務の手引き HP “備品ちゃん” (<http://shimanto.fiw-web.net/>)

前号でもご紹介しましたが、四万十町学校事務の手引きHP “備品ちゃん” なら、町内各校の保有備品が確認できます。「運動会の競技で〇〇を使いたいけど…」 「音楽祭の合奏で△△があれば…」 など、自校に欲しい備品がない場合、購入する前に、まず、検索してみてもいいでしょうか？学校間で連絡を取り合い、「借用書」を提出すれば貸し借りが可能ですし、備品の有効的活用及び効率的な予算執行にも繋がります。

統合に係る備品の活用について

来年度に窪川小学校への統合を控えた丸山小学校及び口神ノ川小学校の備品についてですが、9月末まででしたら、移管の交渉が可能ということです。現在、一部の学校が下見を行ったり、連絡を取って、予約をしているようですが、四万十町の貴重な財源を元に購入した備品ですので、まだ確認していない学校がありましたら、8月11日及び8月25日付けの委員会からのメール『統合に係る備品の下見について』に添付されている備品台帳をご覧ください。



変わっていませんか??

～被扶養者の資格確認について～

今年も共済組合被扶養者の資格確認が行われます。(平成23年9月1日付け 公共高第379号)
被扶養者としての要件を欠いていることがわかった場合、認定取消は、資格がなくなった時点に遡って行われます。そのため、取消日以降に医療機関を受診していた場合は、その間の医療費を一括して返納しなくてはなりません。手続きが遅くなると、それだけ返還金額が高額になりますので、状況を確認し、取消の事実が生じた場合は速やかに手続きを行いましょう。

◆認定の取り消しの例

- *就職等により、他の健康保険等の被保険者となった場合(収入が認定基準額未満でも取消)
- *結婚又は死亡等により、主として組合員の収入により生計を維持されなくなった場合
- *年収130万円以上(60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者の場合は180万円)となった場合
- *アルバイト・パート等の収入(交通費・賞与等の手当を含む)が、3か月以上連続して月額108,334円(60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者の場合は150,000円)以上になった場合
- *月額3,612円(60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者の場合は5,000円)以上の雇用保険を受給し始めた場合
- *同居が要件となっている被扶養者が別居した場合

◆「要件を欠くに至った日」の例

- *年金額増額改定又は初めて年金額が決定した場合…年金(改定)通知書を受領した日
(予め年金額が認定基準額を超えることが明らかな場合は、年金がまだ振り込まれていなくても取消)
- *確定申告で収入超過が判明した場合…確定申告を行った日(税務署の受付年月日)
- *アルバイト・パート等の給与収入(給与額は不定)が3か月以上連続して認定基準額を超えた場合…当月支給では4か月目の初日、翌月支給では3か月目の給与支給日の翌日
- *雇用保険を受給する場合…受給開始日

※現在、各校で組合員・被扶養者情報の確認が行われています。内容に変更等ある場合は、各種手続きが必要になりますので、学校事務担当者までお申し出ください。手続きに関しては、四万十町学校事務の手引きHP “学校事務の手引き「3-2 福利厚生」”及び“共済組合・互助会様式集「福祉事務の手引き」”にも掲載されています。

